令和８年第４回市議会定例会前の記者会見

【日時】　令和８年11月20日(金)午後２時から

【場所】　三鷹市役所３階　議場棟　協議会室



三鷹市

目　次

ページ

1 アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・カニャーダ・フリントリッジ市との姉妹都市提携について ---------- 1

2 「三鷹市牟礼里山農園条例」の制定 ---------- 2

3 三鷹幼稚園跡地「三鷹市森のひろば（仮称）」の整備 ---------- 3

4 子どもの権利を守る相談体制と条例の普及・啓発の取組 ---------- 4

5 「三鷹市平和の日」記念式典の開催 ---------- 5

6 地域防災体制の充実・強化 ---------- 6

議案関係　補正予算

１　アメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・カニャーダ・フリントリッジ市との姉妹都市提携について

１　取り組みと経過

三鷹市では、令和８年 12 月議会に姉妹都市提携の議案を提出し、議決後にアメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・カニャーダ・フリントリッジ市（以下「ＬＣＦ市」という。）と姉妹都市協定を締結することを目指しています。

これまで、令和７年５月にＬＣＦ市から姉妹都市提携の提案を受けたことを契機に、交流に向けた協議を重ねてきました。令和８年７月には、三鷹市の担当副市長、教育長等がＬＣＦ市を訪問し、現地視察や関係者との意見交換を通じて両市の共通点や交流の可能性を確認するとともに、姉妹都市提携に向けた具体的な方向性を共有しました。同年 10 月には、両市長によるオンライン会議を開催し、協定の内容や今後のスケジュールを確認するとともに、今後の交流内容について意見交換を行いました。また、姉妹都市交流について市民意見を募集したほか、交流プロジェクトの準備会を設置するなど、市民の声を聴きながら交流のあり方について検討を進めています。

本協定を契機に、両市の共通点や特色を生かした交流を進め、市民や学校、関係団体等が主体性をもって参加する「継続的な交流」へと発展させていくことを目指します。

２　姉妹都市提携の内容

両市は、平和を希求し、相互理解を深めながら将来にわたる友好関係を築くため、姉妹都市協定を締結します。教育・青少年、文化・スポーツ、科学・環境、市民交流など幅広い分野で交流・協力を進め、互いに学び合いながら、その絆を次世代へつないでいきます。

３　今後の交流

姉妹都市提携を契機に次の交流を進めるほか、文化やスポーツなど、幅広い世代が参加できる交流についても検討していきます。

(1) 中学生の交流

協定締結に先立ち、中学生同士の試行的なオンライン交流を実施するほか、令和９年度から隔年での相互訪問の実施に向けた検討を進めます。

(2) 高校生の交流

ＮＡＳＡジェット推進研究所（ＪＰＬ）が実施する「スペース・アカデミー・プログラム」への三鷹市の高校生の参加に向けて、市内の高校や国立天文台と連携した取組について、検討を進めます。

(3) 市民同士の交流

公益財団法人三鷹国際交流協会（ＭＩＳＨＯＰ）でのオンライン交流の試行、姉妹都市交流に関する特別事業の実施等を通して、市民の理解を深め、機運を高めていきます。

４　経費（補正予算計上額）

【歳出】海外姉妹都市交流関係費　1,989 千円
【歳入】平和基金とりくずし収入　1,701 千円
　　諸収入　288 千円

【担　当】　企画部平和人権課　電話：0422-29-9032

議案関係

２　「三鷹市牟礼里山農園条例」の制定

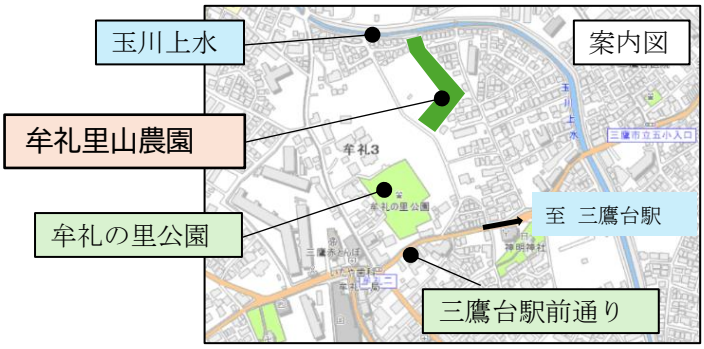
１　条例制定の目的、背景

牟礼の里は、玉川上水に隣接し、良好な農地や樹林が残る、三鷹の原風景を感じることができる地域です。市では、この貴重な農地と景観を保全するとともに、市民が農に親しみ、触れ合う機会を提供し、市民相互の交流や地域の活性化につなげるため、三鷹市牟礼里山農園を設置します。

令和９年３月 28 日の開園に向け、農園の設置目的や事業、施設、管理運営等に関する基本的な事項を定める条例を制定します。

２　条例の主な内容

本条例では、「地域資源の循環」「地域コミュニティ」「教育・学習」「農福連携」の４つのコンセプトを踏まえ、次の事項を定めます。



(1) 農地と景観の保全

農園の名称を「三鷹市牟礼里山農園」（三鷹市牟礼三丁目３番 22 号）とし、牟礼の里の農地及び景観の保全を条例の目的として明確に位置付け、良好な農地と景観を将来に引き継いでいきます。

(2) 市民が農に親しみ、農への理解を深める機会の充実

農作物の収穫体験など、市民が農に親しみ農への理解を深める多様な事業を展開します。

(3) 市民相互の交流や地域コミュニティの活性化

農作業や収穫体験、季節ごとのイベントなど、子どもから高齢者、障がいのある方まで、多様な市民が農に関わることのできる機会を設けます。

(4) 市民等との協働による持続的な農園運営

地域に根差した農園として持続的に運営するため、市民、地域団体、管理運営事業者その他の関係者が、それぞれの知識や経験、地域とのつながりを生かしながら、協働により農園を運営します。また、円滑な管理運営に向け、関係者が農園の運営について協議し、相互に連絡調整を行うための組織を設けることができることとします。

(5) 資源の活用・循環

農園から生じる落ち葉を堆肥として有効活用するなど、資源をできる限り農園内で循環させる取組を進めます。

(6) 障がい者等の社会参加等を目指した農業と福祉の連携の推進

農園の一部で、福祉事業者等と連携して農作業や農園管理を行い、多様な人の社会参加や生きがいづくりにつなげ、農業と福祉の連携を推進します。

(7) 安全で適正な利用ルールの整備

休園日及び開園時間を規則で定めるとともに、無断での農作物等の栽培・採取、火気の使用、ごみの投棄などの禁止行為や、入園の制限、損害賠償等について規定し、安全で適正な農園利用を確保します。

３　施行期日

令和９年３月 28 日

【担　当】　生活環境部都市農業課　　電話：0422-29-9616

３　三鷹幼稚園跡地「三鷹市森のひろば（仮称）」の整備

１　事業の目的、背景

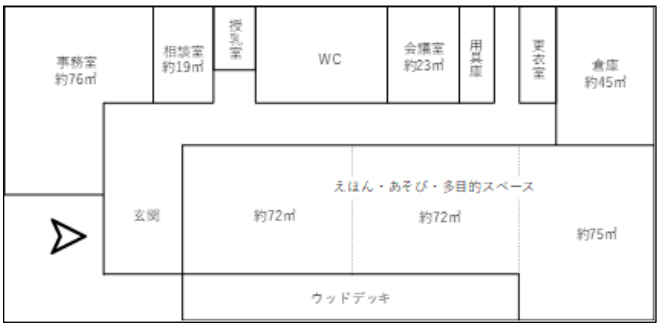
市では、令和６年３月に閉園した三鷹幼稚園の跡地（下連雀四丁目 20 番６号）を活用し、乳幼児から中高生世代までの子どもたちが利用できる施設として「三鷹市森のひろば（仮称）」を令和９年２月に開設します。

子どもの遊びと学び、学習支援、相談、子育て支援、地域交流といった多様な事業を実施し、子どもたちが自由に遊んだり、一人でゆったり過ごしたり、友達と交流したり、勉強したりと、それぞれ自分に合った過ごし方ができる居場所づくりを進めます。さらに、子ども・若者相談室を設置し、子どもや若者のさまざまな悩みなどについて相談できる環境を整えます。

また、子どもが主人公となれる施設の開設に向けて、11 月 29 日（日）に子どもたちから「ここでどんなことをしたいか」「どんな場所になったらうれしいか」などの意見を聴くワークショップを現地で実施します。開設後も子どもたちの声を継続的に聴き、幅広い意見を取り入れながら運営を行います。

２　施設概要

(1) 名　　称：三鷹市森のひろば（仮称）
(2) 所 在 地：三鷹市下連雀四丁目 20 番６号
(3) 利用対象：おおむね 18 歳までの子ども及びその保護者など。子ども・若者相談室は、おおむね 29 歳までの若者も利用可。
(4) 開館時間：午前９時～午後７時
※乳幼児と保護者・小学生及び館庭の利用は午前９時～午後５時。
(5) 休 館 日：火曜日、祝日、年末年始
(6) 規　　模：敷地面積 2526.59 ㎡、建物面積：563.33 ㎡



三鷹市森のひろば（仮称）の配置図


三鷹市森のひろば（仮称）の外観

３　スケジュール（予定）

令和８年 11 月 29 日（日）	ワークショップ
令和９年１月 24 日（日）・25 日（月）	施設内覧会
令和９年１月 30 日（土）	オープニング式典
令和９年２月１日（月）	開設

【担　当】　子ども政策部子ども・若者政策課　　電話：0422-29-9671

４　子どもの権利を守る相談体制と条例の普及・啓発の取組

１　事業の目的、背景

令和８年 10 月に施行された「三鷹市子どもの権利に関する条例」の理念を広く市民に伝え、子ども一人ひとりの権利が尊重されるまちづくりを進めるため、子どもの権利を守る相談体制の充実と、条例の普及・啓発に取り組みます。

子どもの権利擁護委員による相談をはじめ、子ども自身が権利や条例について知り、考えるワークショップ、さらにトークセッションによる普及・啓発を行い、「困ったときに相談できる」「子どもの権利について理解できる」環境づくりを進めます。

２　事業の内容

(1) 子どもの権利擁護委員による相談

子どもの権利が侵害された場合に、子どもが安心して相談し、必要な支援や救済につながることができるよう、子どもの権利擁護委員（４名）による相談を実施します。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談を受け、必要な助言や支援、調査を行うとともに、関係者間の調整や要請などを行います。

【相談場所】

令和９年１月末まで…三鷹市役所

令和９年２月以降　…三鷹市森のひろば（仮称）「子ども・若者相談室」

(2) ワークショップ

子ども自身が、子どもの権利や条例について知り、自分自身の生活と結び付けながら考える機会として、無作為抽出により募集した子どもたちによるワークショップを開催します。

ワークショップでは、子どもの権利や条例について分かりやすく学ぶとともに、子ども同士で意見を交わし、自分たちにとって「子どもの権利」とは何かを考えます。



ワークショップの様子（令和６年度実施時）

【日時】

令和８年 12 月 13 日（日）午前 10 時から

【場所】

元気創造プラザ４階　生涯学習センター ホール

(3) トークセッション

子どもの権利を守るためには、子ども自身だけでなく、その周囲にいる大人も子どもの権利について理解を深めることが重要です。そこで、子どもの権利を身近なものとして考えてもらうため、「三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会」の委員によるトークセッションを開催して普及・啓発を行います。

【日時】

令和８年 12 月 20 日（日）午後１時 30 分から

【場所】

三鷹産業プラザ７階　会議室

【担　当】　子ども政策部子ども・若者政策課　　電話：0422-29-9671

５　「三鷹市平和の日」記念式典の開催

１　事業の目的、背景

市では、戦後 80 年を契機に、これまで進めてきた平和施策を発展的に継承し、戦争の記憶と平和の尊さを次世代へとつないでいくため、令和８年３月に「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」の名称を「三鷹市平和推進条例」に改めるとともに、11 月 30 日を「三鷹市平和の日」と定めました。

「三鷹市平和の日」は、仙川平和公園にある「平和の像」が建立された日としました。「平和の像」は、彫刻家・北村西望の代表作「長崎平和祈念像」を原型として、三鷹開村 100 周年を記念し、平成元（1989）年 11 月 30 日に建立されました。市民による募金活動を通じて寄せられた寄付が製作費の一部に充てられるなど、市民の平和への願いが形となった三鷹市の平和のシンボルです。この日を、市民一人ひとりが平和を願い、考え、行動し、その思いを未来へつないでいく契機とするため、「三鷹市平和の日」の制定を記念した式典を開催します。

２　開催日時・場所

(1) 日時

令和８年 11 月 29 日（日）午前 10 時～午後０時 40 分（午前９時 40 分開場）

(2) 場所

三鷹産業プラザ　７階会議室

３　内容

(1) 「三鷹市平和文化功労者」の顕彰

条例改正に伴い、さまざまな分野の活動を通じて平和文化の振興に寄与した故人を顕彰する制度を創設しました。令和８年９月９日に決定した７名を顕彰し、その功績を広く伝えることで、平和文化の振興を図ります。

【三鷹市平和文化功労者】

・荻村 伊智朗　…卓球を通じた国際交流とスポーツ外交で、平和と相互理解を促進
・井上 五郎　　…戦時下の体験記録の編集・発行と市民募金による「平和の像」建立に尽力
・小尾 靖夫　　…ガダルカナル島での体験を後世に伝え、平和教育と記憶の継承に貢献
・高畑 勲　　…アニメーションを通じて戦争の悲惨さと平和の尊さを国内外に発信
・大岩 孝平　　…被爆体験を原点に被爆体験の継承と被爆者援護に尽力
・正満 たつる子…市民協働と国際交流を推進し、多文化共生と草の根の平和文化を醸成
・大村 幸弘　　…考古学研究とトルコとの文化交流を通じ、相互理解と友好親善に貢献

(2) 中学生長崎市平和交流派遣事業報告会

戦後 80 年を契機に開始した本事業で長崎市を訪れた中学生が、被爆体験講話や平和関連施設の見学、現地中学生との交流などを通じて学び、感じ、考えたことを自らの言葉で発表します。その経験を市民と共有し、平和への思いを次世代へつなげます。



【担　当】　企画部平和人権課　　電話：0422-29-9032

６　地域防災体制の充実・強化

１　事業の目的、背景

市では、地域における防災体制を強化するため、災害時在宅生活支援施設を拡充するとともに、学校避難所の開設に必要な作業を役割ごとに整理した「アクションカード」の導入を進めています。

２　災害時在宅生活支援施設の拡充

大規模災害時に自宅で生活を続ける在宅避難者に対し、食料や飲料水、携帯トイレなどの生活必需品の提供を行うための地域の支援拠点です。市では、避難所に避難しなくても必要な支援を受けられる体制の整備を目的として施設の拡充を進めており、現在、市内の公園等 18 カ所に整備しています。今年度は新たに２カ所を整備し、計 20 カ所に拡充します。また、平時は市が施設管理や資機材の点検を行い、災害時は地域の町会・自治会等と連携して運営できるよう、運営体制やマニュアルの整備も併せて進めています。

(1) 令和８年度における整備予定箇所

・むらさき児童公園（三鷹市下連雀二丁目 10 番 22 号）

・牟礼下本宿児童遊園（三鷹市牟礼二丁目 16 番 10 号）

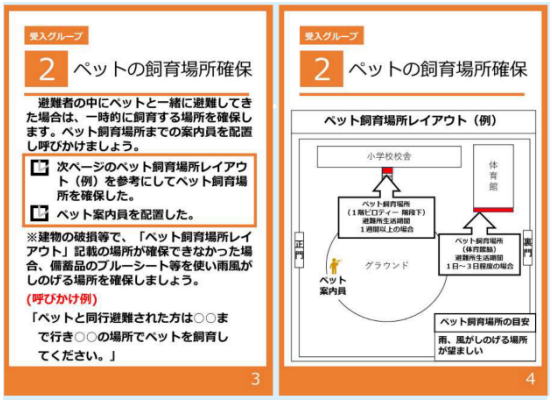
(2) 配備する主な資機材

炊き出し釜、テント、仮設組立トイレ（洋式・和式）、携帯トイレ、トイレットペーパー、薪（５ｋｇ）、給水袋、その他で地域の特性に応じた消耗品及び資機材等

(3) スケジュール

令和８年 11 月頃～	建築確認申請及び町会・自治会との運営マニュアル整備
令和９年１月～２月頃	着工
令和９年３月	竣工及び備品等の配備

３　避難所開設アクションカードの導入



アクションカードは、避難所を開設する際に必要となる作業を、役割ごとにカード形式でまとめた手順書です。避難所運営に慣れていない方も、カードに記載された手順に沿って行動することで、避難所を速やかに開設できるようにするものです。

(1) これまでの取り組み

令和７年度に１校の学校避難所で試行的に導入し、アクションカードを使用した避難所開設訓練を実施しました。訓練を通じて、カードの記載内容や役割分担、作業手順などを検証し、本格導入に向けた改善を行いました。

(2) 今年度の取組状況

全 22 校の学校避難所への導入に向け、各学校避難所の施設や地域の実情に応じたアクションカードの作成を進めています。また、カードを使用した避難所開設訓練についても順次、実施しています。

【担　当】　防災安全部防災課　　電話：0422-24-9102